



高校生以上の皆さんへ



交通安全情報

私たち、16歳になったけど、
どんな電動キックボードでも免許なしで乗れるのかなあ？

特定小型原動機付自転車(特定原付)
にあたる電動キックボードは、16歳以上
であれば**免許不要**になりました。

ですが...

全ての電動キックボードが、
免許不要になったわけではありません！



特定小型原動機付自転車には、

- ・長さ190cm以下、幅60cm以下
- ・定格出力が0.60kW以下
- ・最高速度20km/h以下 等の基準があります。

基準に合わないものは、見た目が電動キックボードでも、一般原動機付自転車や自動車(自動二輪車等)になり、運転には免許が必要です。



特に、インターネット販売などで購入する場合は基準に適合しているか、十分に注意しましょう。

購入後は、標識(ナンバープレート)の取付や自賠責保険(共済)に加入しなければ、公道で運転することはできません。

運転前や購入前に、よく確認しましょう。

事前に交通ルールを勉強する必要があります。

交通違反をした場合は、交通反則切符等による取締りの対象となります。

* その他 *

- 1 万一の場合に備え、乗車用ヘルメットの着用・任意保険の加入をしておきましょう。
- 2 シェアリングの電動キックボードを利用する際、他人の身分証やクレジットカードで登録すると、別の犯罪になります。



未成年の方が利用する際は、保護者や学校等とよく相談しましょう。

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>



または
警視庁の
サイトへ

